

快適職場づくり

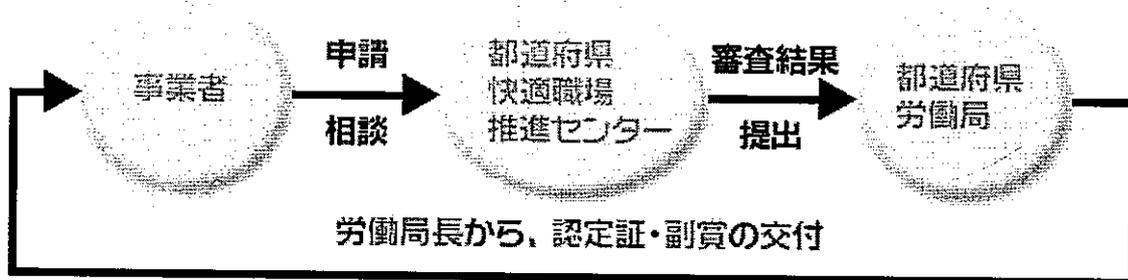
中央労働災害防止協会
安全衛生情報センター

中央版

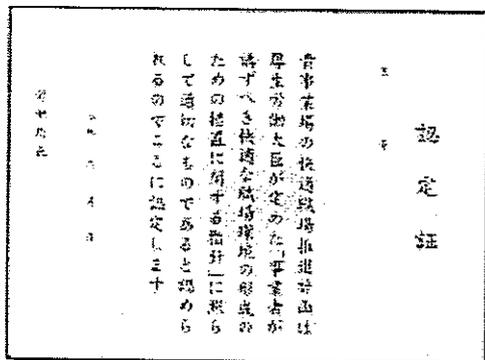
快適職場推進計画認定のご案内



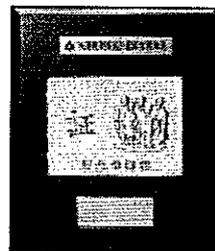
事業者が快適職場指針に沿って快適職場推進計画を作成し、都道府県快適職場推進センターを経由して都道府県労働局に提出すると、その計画について審査の上、認定が受けられます。



認定証



副賞 (製造業等)

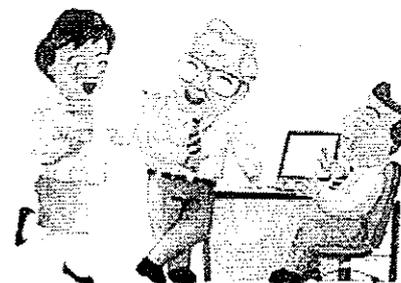


副賞 (建設工事)



快適職場推進計画の認定を受けると

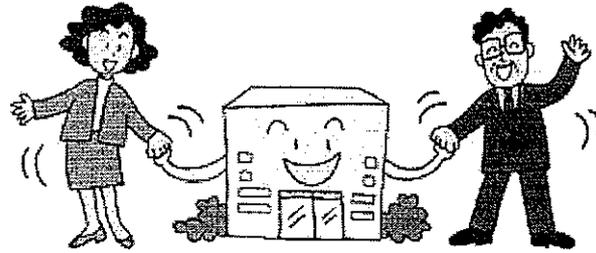
事業者が快適な職場づくりを目指して快適職場推進計画を作成し、都道府県快適職場推進センターを経由して都道府県労働局長に提出し、この計画の認定を受けると以下のようなメリットがあります。



1. 労働安全衛生法の規定を守っている証となります。
2. 快適職場づくりに取り組んでいることが内外に形で示せます。
3. 労働災害の防止に寄与します。
4. 労災保険制度の「特例メリット制」の対象となります。
5. 小規模事業場向け職場改善用機器整備等助成金の援助対象となります。



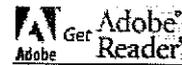
中央快適職場推進センターでも快適職場づくりについての相談を受け付けています。



快適職場推進計画認定申請書の様式をダウンロードできます。

様式名	Wordファイル	pdfファイル
認定申請書 様式第1号(継続)	nintei_form1.doc(41KB)	nintei_form1.pdf(31KB)
認定申請書 様式第1号の2(有期)	nintei_form1_2.doc (42KB)	nintei_form1_2.pdf(25KB)
別紙 様式第1号(継続)	besshi_form1.doc(31KB)	besshi_form1.pdf(10B)
別紙 様式第1号の2(有期)	besshi_form1_2.doc(38KB)	besshi_form1_2.pdf(10KB)

※PDFファイルをご覧頂く場合はAdobeReader6.0以上を推奨します。
お持ちでない方はこちらから無料ダウンロードできます。→



快適職場づくり

中央労働災害防止協会
安全衛生情報センター

中労協

快適職場づくりとその効果

快適職場づくりとは

勤労者は、生活時間の3分の1を職場で過ごしています。職場は、いわば勤労者の生活の場ともいえます。その生活の場が暑すぎたり、寒すぎたり、汚れていたり、不自然な姿勢等の身体に負担がかかる作業であったり、人間関係が良くない場合には、その人にとって不幸であるだけでなく、生産性の面からも能率の低下をきたします。

そこで、職場の環境について現状を的確に把握し、職場の意見、要望等を聞いて、快適職場の目標を掲げ、計画的に職場の改善を進める必要があります。例えば、適切な温度・湿度の管理を行う、力仕事を少なくして作業者の心身の負担を軽減する、疲れた時に身体を横にすることのできる休憩室等を設置する等の措置をします。

職場の快適性が高いと、職場のモラルの向上、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけではなく、職場の活性化に対しても良い影響を及ぼします。

人が快適と感ずるかどうかは、個人差があり、職場の環境という物理的な面のみでは測れませんが、多くの人にとっての快適さをめざすことを基本としつつ、各個人差にも配慮する努力を行うべきです。また、快適化の第一歩は作業環境等のハード面の改善を行い、人が不快と感ずる要因を取り除くことですが、それだけでなく、労働時間、安全衛生管理の水準、職場の人間関係、働きがいなども、人が快適さを感じるための重要な要因です。



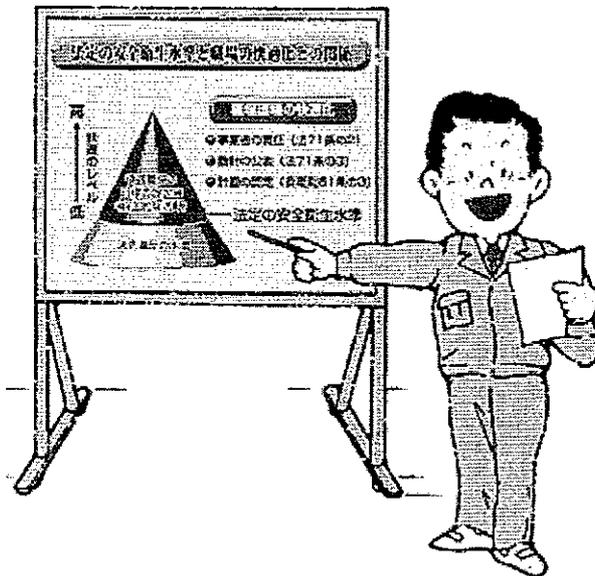
快適職場指針について

このような状況を背景として、平成4年(1992年)5月に労働安全衛生法が改正され、快適職場づくりが事業者の努力義務とされました。同法第71条の3の規定により「事業者が構すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(快適職場指針)が厚生労働大臣から公表されました。

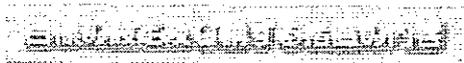
快適職場指針は、「作業環境の管理」、「作業方法の改善」、「労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備」、「その他の施設・設備の維持管理」の4つの視点から措置を講じることが望ましいとしています。

この快適職場指針のめざすものは、「仕事による疲労やストレスを感ずることの少ない、働きやすい職場づくり」です。「快適職場づくり」を事業場の自主的な安全衛生管理活動の一環として位置付け、職場の「快適化」という目標を安全衛生委員会等で十分に検討して具体化すべきことを定めています。

また、推進体制の整備、安全衛生委員会の活動等による勤労者の意見の反映、職場環境の見直し等を継続的、計画的に取り組むことが重要であるとしています。安全衛生関係法令等に違反しているような不安全な状態では、他のことがいかに快適になっていても、快適職場とはいえません。



快適職場指針のポイント



1. 作業環境

- 空気環境.....
- 温熱条件.....
- 視環境.....
- 音環境.....
- 作業空間等.....

不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。
 空気の汚れ、臭気、浮遊粉じん、タバコの煙
 温度、湿度、感覚温度、冷暖房条件(外気温との差、仕事にあった温度、室内の温度差、気流の状態)
 明るさ、採光方法、照明方法、(直接照明、間接照明、全体照明、局所照明)、グレア、ちらつき、色彩
 騒音レベルの高い音、音色の不快な音

2. 作業方法

- 不良姿勢作業.....
- 重筋作業.....
- 高温作業等.....
- 緊張作業等.....
- 機械操作等.....

心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。
 腰部、頸部に大きな負担がかかる等の不自然な姿勢
 荷物の持ち運び等をいつも行う作業等、相当の筋力を要する作業
 高温・多湿や騒音等にさらされる作業
 高い緊張状態の持続が要求される作業や一定の姿勢の持続が求められる作業
 操作がしにくい機械設備等の操作

3. 疲労回復支援施設

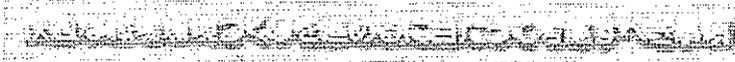
- 休憩室(リフレッシュルーム等) ..
- シャワー室等の洗身施設
- 相談室等.....
- 環境整備.....

疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。
 疲労やストレスを癒す施設
 多量の発汗や身体の汚れを洗う施設
 疲労やストレスについて相談できる施設
 運動施設、緑地等

4. 職場生活支援施設

- 洗面所・更衣室等
- 食堂等.....
- 給湯設備・談話室等.....

洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。
 洗面所、更衣室等就業に際し必要となる設備
 食事をすることのできるスペース
 給湯設備や談話室等の確保



1. 継続的かつ計画的な取り組み

- 快適職場推進担当者の選任等、体制の整備をすること。
- 快適な職場環境の形成を図るための機械設備等の性能や機能の確保についてのマニュアルを整備すること。
- 作業内容の変更、年齢構成の変化、技術の進展等に対応した見直しを実施すること。

2. 労働者の意見の反映

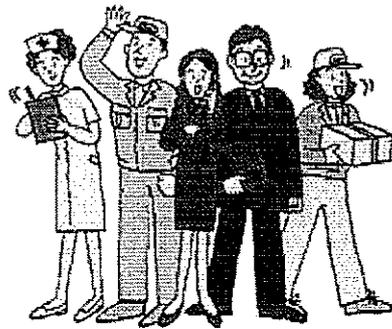
- 作業者の意見を反映する場を確保すること。

3. 個人差への配慮

- 温度、照明等、職場の環境条件について年齢等、個人差へ配慮すること。

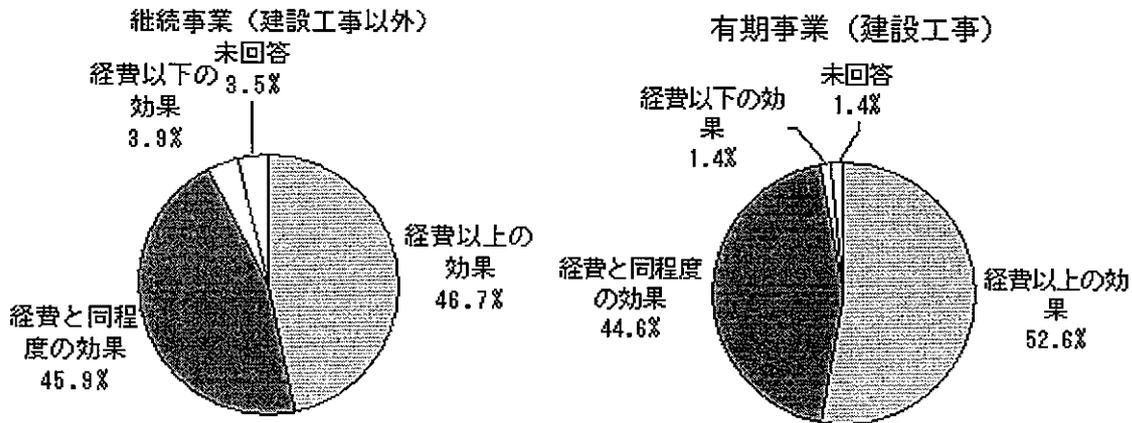
4. 潤いへの配慮

- 職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮をすること。



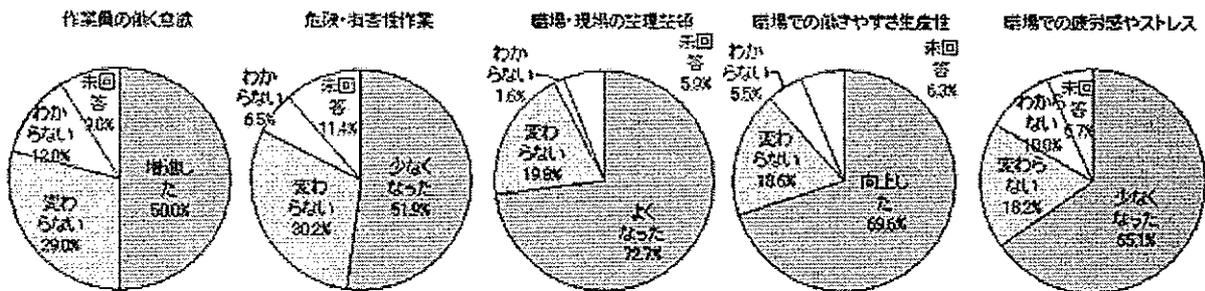
快適化に取り組んだ効果

● 快適化の必要経費とその効果

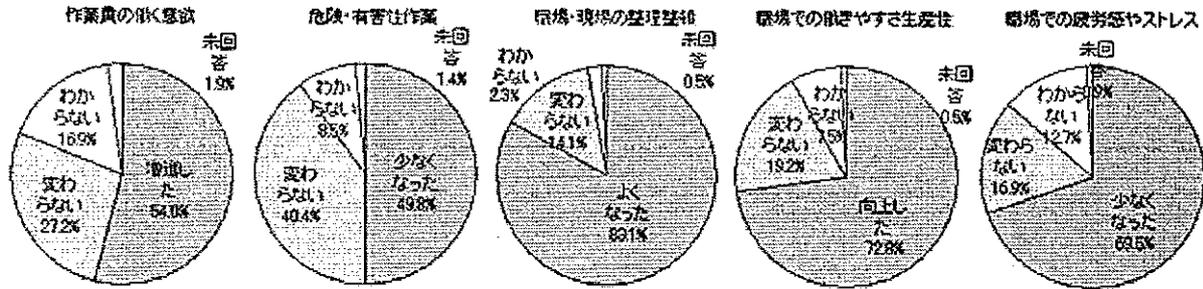


● 快適職場づくり取り組みの中での職場の変化

継続事業



有期事業



(平成14年3月 中央快適職場推進センター調)